

君外三名から、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者の趣旨の説明を求めます。正示啓次郎君。

○正示委員 ただいま議決されました法案につきまして、四派を代表して附帯決議をつけていただき趣旨を説明いたします。

まず、案文を朗読いたします。

中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の運営に当り、次の点について特段の考慮を払うべきである。

一、中部圏基本開発整備計画及び都市整備区域等の建設計画等は、地域住民の意見を十分集約して、早急に策定すること。

二、国は、中部圏内における都市整備事業等の建設事業及び保全区域の整備事業を円滑に実施するため、その財源の裏付け確保に努め、地方債の増枠、金融のあつせん等について適切な措置を講ずること。

右決議する。

この趣旨は、すでに質疑応答等において十分明らかにされたとおりでございます。何とぞ御賛成をいただきたいと思います。

○森下委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本動議について別に発言の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○森下委員長 起立総員。よって、本動議は可決されました。

西村国務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。

○西村国務大臣 政府といたしましては、たゞまの附帯決議の趣旨を十分尊重いたしまして、善

處をいたしたいと思っております。

○森下委員長 おはかりいたします。

ただいま議決いたしました両案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存りますが、御異議ございませんか。

○森下委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

[報告書は附録に掲載]

○森下委員長 理事会の協議により、建設行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。

岡本隆一君。

○岡本(隆)委員 先日由良川の和知ダムの決壊に関しまして本委員会から調査団に調査をお願いいたしました。私も現地参加の形でもってその調査に加わったのであります。その調査報告が先日の委員会で文書でもって提出されたのでございましたが、その調査報告を見ますと、私から言わすならば少し隔靴搔痒の感がありますので、きょう少し和知ダムの決壊問題についてお尋ねをいたしたいと思うのです。

この趣旨は、すでに質疑応答等において十分明らかにされたとおりでございます。何とぞ御賛成をいただきたいと思います。

○森下委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本動議について別に発言の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○森下委員長 起立総員。よって、本動議は可決されました。

西村国務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。

○西村国務大臣 政府といたしましては、たゞまの附帯決議の趣旨を十分尊重いたしまして、善

が決壊の模様を見て感じたことは、異口同音にみんなが言つておられることは、あれはどうも技術がおかしいんだ、そしてまた現に閑電の人もある

いはまた河川局の人も、テンターゲートは安全で

す、それでアームをピンがきちんと受けていれば

報告書の作成等につきましては、委員長に御一任

願いたいと存りますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

さよう決しました。

だらう見てもあれはダム建設の、ことに下へ押しまくられて回転してアームと一緒に引きちぎられて飛んでいた、こういうことなんですね。だからどう見てもあれはダム建設の、ことに

絶対に安全なものなんだというふうに言つておられましたが、しかしながら、さてよいよ決壊している現状を見ますと、アームがピンのところから、根元から引きちぎられてとれておる。言いかえますなれば、圧力に耐えかねてゲートがぐつと

下へ押しまくられて回転してアームと一緒に引きちぎられて飛んでいた、こういうことなんですね。だからどう見てもあれはダム建設の、ことに

絶対に安全なものなんだというふうに言つておられましたが、しかしながら、さてよいよ決壊して

いる現状を見ますと、アームがピンのところから、根元から引きちぎられてとれておる。言いかえますなれば、圧力に耐えかねてゲートがぐつと

下へ押しまくられて回転してアームと一緒に引きちぎられて飛んでいた、こういうことなんですね。だからどう見てもあれはダム建設の、ことに

防災装置を考える必要がある。現在テンターゲートがついておるものについては、何かで破綻を起したときに、それについての防御措置を考える必要があるということが一つ。もう一つは、これからつくる場合には、テンターゲートはつくるなりますなれば、その技術の破綻に対するところの防御措置といふものを何らか設ける必要がある、こういうふうに思うのですが、これはごらんになつた、一緒に行つていた

だいた河川局長なりあるいは報告を聞かれた政務次官からひとつの御所見を承りたいと思うのです。

○古賀政府委員 お答えいたしたいへん

先日は先生わざわざ御視察いただいていた

ありがとうございました。

このテンターゲートが突然に破綻したことにつ

きました。原因が那辺にあるかということにつきましては、建設大臣の許可を得てつくりました技

術調査委員会が責任を持って検討いたしておりま

すので、原因の問題はしばらくおくとしまして

も、いずれにしましても、岡本先生がおっしゃつ

たような技術上のミスなのがあるのは施行上の

ミスなのが、その点まだはつきりいたしておりま

せんので、先生の御質問が冒頭にありましたけれども、その辺のミスはわりあい少ないのではないか

いうことが言える。それが全国に現在六百もあ

る所で、その印象は、これはやっぱりいわゆる技術を信頼

しつづけた。ゲートは、アームとピンとのつなぎ目

のところで十本ほどのナットで締めつけられてお

りますが、その左右両方のアームともがその接合

部でもって根元から引きちぎられておる。——た

だいま局長がお見えになりましたが、この間一緒に

和知ダムを見に参りました。そこでこの間の調

査団の報告書を見ますと、原因についてわれわれ

がいろいろ論議いたしましたが、それについては

まだ触れていないのです。そのときに大体みんな

ありますね。

それではいままでのものをどうするかという問

題が一つあります。すでに建造されたものをどう

するかという問題が一つござります。もう一つ

あります。

それから、テンターゲートは従来から非常にた

くさんつくられております。したがいまして現在

までつくられたテンターゲートを、さらに安全に

二重安全装置をつくるというような御質問だと思いますが、ゲートはそれが一度決壊したら非常に被害が甚大なものになります。したがいましてわれわれとしても、先生の御指摘の点をどういうぐあいにしたらうまくいかかあるいはゲーターゲートをつくりかえるとすれば、おそらくそのままのテンターゲートをつくりかえるということは困難だと私は考えております。新しくそういった安全装置をつくれば、ローラーゲートないしはめ込み式のゲートと同じような形になるのじやないかというふうに考えますし、これらの問題につきましては、さらに詳細に技術的に検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、從来から建造されましたものにつきましては、われわれとしましてはただいまのところいろいろ検討いたしまして、自動車の例で岡本先生おつしやいましたように、たとえば定期検査の励行等につきまして、今後十分勘案いたしたいというふうに考えております。

それから、これからつくるものにつきましては、構造基準的なものをつくりまして、これは河川法の政令でも出すようになつております。したがいましてダムについては比較的しつかりしたもののがございますが、ゲートについて水門鉄管協会の技術基準を使っておりますが、そういうものを今回の事故にかんがみまして新しく検討いたしまして構造基準をつくつてまいりたいということです、ただいま建設省内に検討委員会を正式につくりまして、関係者を集めまして具体的に作業を進めております。

そこで、その内容の骨子は、応力の問題とかあるいはアームのたわみの問題、たわみをどの程度に押えるかという問題、いろいろ技術上の問題がつきまといます。それから材質をどういうぐあいに指定するか、それから材質の検査をどういうぐあいな形で確認するのか、いろいろな確認の問題まで含めまして、これをただいま検討しておるわけでございます。また、テンターゲートをつくる限界の問題もわれわれは検討してまいりたい。た

とえば非常に高くなつた場合テンターゲートがアームが広がります。したがいましてそういうときなどいうぐあいに影響が及ぶのか、そういうことも検討いたしまして、ある限度以上はもっとしっかりとゲートでなくちやいかぬじやないか、あるいは限度以下はテンターゲートでもいいというような問題もあるかと思いますので、その辺もただいま検討いたしておりますところでございまして、早急に結論を得たいと私は急がしておるわけでござります。

○岡本(陸)委員 そうするといまの局長のお答えでありますと、ある程度まではテンターゲートでもいいではないか、それ以上大きくなればローラーゲートにしたほうが安全である、その限界をどこに置くかということを検討してみたいというふうにおっしゃいますが、そういうことならもうローラーゲートのほうがテンターゲートより安全であるということを局長自身すでにお認めになつておられる。いまの御答弁ではつきりそういうふうにお認めになつておられる。それならテンターゲートというものはやはり危険を内包したものであり、そういうものはつくらぬほうがない。

ただやはりコストですね。結局費用の問題になつてくるのじやないかと思うのです。だからそういうことになつてくると、経済性を第一に置くか安全性を第一に置くかということについて、われわれは慎重に考えなければいかぬと思うのです。建設するときに色々費用がかかつたからといって、安もので、テンターゲートで済ませておきく。しかしながら、一つそれが間違ったときにひどい被害が下流に及ぶというふうなことが起こるのなら、テンターゲートというものはやめるべきだ。またテンターゲートが非常に操作しやすいといふことから使われるとするなら、私が現地でも申しておりましたように、それを受けるような、テンターゲートのゲートに沿つたなにを、歯止めのような役を果たす突出部をつくつておけば、つまり水門の幅をゲートの幅より少し狭くしておく、みぞにする必要はないと思うのです。庄のか

かるほうにはなには要りませんから。だけれども圧のかからない、つまり下流の側だけ、もし少し押されたときにすぐひしゃっととまるような装置を一応しておけば安全になるのじやないか。私がそういう意見を出しましたら、いやそんなことをしても、アームが折れたらしわつてしまつてとてもたぬのだというふうなことを関西電力の人、だれか言つておられました。しかし、もしもたなにいとするなら、そんことならもつだけの強さにゲートをすればいいのであって、だからそれができないことは決してないと思うのですね。だから一つ間違つたらすぐ吹つ飛びような非常なあぶなさ計算でだいじょうぶなんですということでテンターゲートで済ませているということころに、いまだ——高いところで作業をやる場合には、事故が起こらないように必ずひもをつけて、足場を踏みはずしたときに落ちないように安全装置をしておきます。結局高いところで仕事をするのにそういうようなひもでくつておくということをしないで、山登りするのだって、やっぱり二人三人が一緒に行くときにはロープでからだをつないで転落を防ぐということをやるのです。だからテンターゲートだつて当然そういうものがあるものと私は思つておりましたが、現地に行ってみるとそれがない。そしてそれが必要ではないかと言つても、いや技術上の計算でだいじょうぶなんです、かりにゲートだつて当然そういうものがあるものと私は思つておりましたが、現地に行ってみるとそれがわつて何にもなりません、そういうようなことを技術者は言つている。しかしながら、それならそれを耐えられるような構造のゲートにすればいい。どのようにでも安全性というものはやろうと思えればできる。結局安全性と経済性とのかね合いになつておると思うのです。

だから私はこれから基準を——この報告書にちゃんとある。「また建設省においては今回の事故にかんがみ、且下作成中のダム等の構造基準を再検討を加え、」といふうに書いてあります

が、しかしながらこの間までは、こんな構造基準はいまつくっている、現在作成中だというお話を承らなかつた。それから急遽作成されるということになりますからそれもけつこうでござりますが、これの中に私がいま主張しているような、インターチェーンならばこうでなければいかぬということを必ず入れていただきたいと思うのですが、いかがでしよう。

○古賀政府委員 ゲートはダムの全体の事業費から比べますとそうたいした額ではございません。したがいましてゲートの経済性はともかくとしまして、私は安全性第一であるべきだというふうに考えます。したがいましてその安全性を確保するためにはどうするかという問題でございますが、あるいは先生のおっしゃつたような二重のロックをチェックするというようなやり方もありましょうか、あるいはメンバー自身を強固なものにしてやるという考え方もございます。そこでそういう問題をどういうぐあいにするかと、ということを検討いたしているわけでございまして、もしもメンバーや安全でしかも十分もてるということ、それから荷重試験等が現実にできて、たとえば工場建設試験とかそういうものができた、それが具体的に証明されるということになれば、必ずしも私は二重ゲートを設けなくてもいいのではないかと考えます。そういういろいろな段階におけるテストなどをどうやるべきかということを真剣にいま議論しているわけです。

岡本先生のおっしゃいましたような、ゲートに二重のロックを設けて、そこで折れたらそこではめ込むということをしますと、これはいまのテンターチェーンの特性である回転性が非常にいいとか悪いとかいう問題のはかに、ゲートそのものが非常に重くなります。たとえば全部荷重を、水压を切り込みの中にささえ持たなければならぬということになりますので、そうしますと普通のローラーチェーンのメンバーをつくると同じ大きさをつくるなければいかぬ。そしてテンターチェーンをつかった場合の安全度を普通のローラーチェーンの

安全度のようになりますか、その安全度を落とすかと立つて考えれば、当然普通の安全度を持たすべきであって、これはローラーゲートにしなければいかぬだらうというふうに考えるわけです。

したがいまして、そういう問題を全部一緒に解明いたしまして、ひとつ製作の問題、あるいは材料の問題、それから設計の問題、それから構造の問題、それらについて十分検討を加えまして、構造基準をつくりたいというふうに考えます。

○岡本(隆)委員 いずれにいたしましても、先ほどこれが技術上のミスなのか施行上のミスなのかというお話をございましたが、なるほど力学的な計算の違いということも一つのミスであれば、あるいはまた施工上材質が悪かつたとか、あるいはアームなんかが設計どおりの強度のものが使われておらなかつたとか、いろいろなにがあるといたしますが、しかしながら、そういうことはいずれにいたしても、だいじょうぶ、これなら受けられる、これなら安全だというふうな設計がされておったのが、実際的には、結果的にはそれがだいじょうぶでなかつたというミスなんですね、どっちにしても。そういう意味においては同じことなんですね。だから、そういうような力学的な、あるいは技術的な計算できちとだいじょうぶと思われていたことに破綻を起こしちゃってるんですね。それが破綻を起こしたときにはちゃんと飛んでしまうというふうなことです、これは物騒ぎわまると思います。だから、そういうことがない。だから、それは、いかなる方法でつくっていただきましても、そういうことは専門家におまかせするよりしかたがありませんが、しかしながら、今度受けました下流住民の恐怖心というものは非常なものでございます。だからそういうものができないれば下流の住民は、もうあのダムを使へることは承知せぬと思うのです。いまのままで、いやこれは検査したところが溶接が少しこの部分

では悪うございましたとか、あるいはこういふたとでちよとこういうふうなところが原因だつた、しかし他のゲートについては、これはだいじょうぶでござりますと、こんなことを言って、こわれたやつだけ直してもとのままで使おうたつて、これは絶対に下流は応じないと思うのです。だからそういう意味では、何らかの形で安全弁というものをきちっと考へ、これならこうすれば全でしちゃう、こういうふうにしてござりますから、ということをきちっとやつていただきと、とてもこれは無理だと思うのですね。それはもう下流住民から文書が出ておりますね。あなたもその要望書をお受け取りになつたと思うんです。それで、安全が完全に確保されるまでは、このダムは使ってもらつては困るという申し入れがござりますが、これはしかし、この申し入れの趣旨に沿つてあなたも運営されるじゃないかと思ひますが、それはどうですか。

ておらないのに完工しておるということですね。完工しておるということでありながら、当然その付属設備としてなければならない、下流のほうへワンタッチですっとあぶないぞという警報が発せられるべきはずの警報装置がなかった。だから、現地の和知所長の話によりますと、目撃者が役場へ電話して、役場から有線放送でもって沿岸住民に知らしたということですね。

それからもう一つは、ダムの人は、ダム内の警報装置はあったのかもしれません。ダム内にありますと言つておりました。私らはそれをあのときに吹鳴させてみるべきだったのです。しかし、少々ダム内にそそそこの大きな音を出すような吹鳴装置を鳴らしましても、ダムは相当付近の人家からは離れているんです。だから聞こえたやうな聞こえなかつたやうわからぬ。町役場があれで何百メートルありますかね、それでも三、四百メートルの距離だつたですか、そんなに遠くないのですよ。ところが、役場でも鳴つたのを知らない。それで、電話通報によつて知つたといふうことできざいます。大野ダムのお世話をなつて下流のほうへは警報装置を鳴らしたということでございまが、何といつても、ダム自体にワンタッチで下流の沿岸に危険を知らせることができるように警報装置は完成しておらなかつたということは簡単もない事実なんです。にもかかわらず、工事が完工しておるというふうな報告を上へ出しておられるという点については、非常に検査の結果について不備があつたと言われてもこれはやむを得ぬと思うのです。

だから、今後そういう点については建設省のほうもつと、この前の委員会でも申しておりましたが、今まで少し検査がおざなりに過ぎやしなかつたか。だからやはり点検事項というものはきちんと整備して、こういうふうなものをきちっと点検しなければいかぬというふうな、検査についての責任体制を明らかにするように私はしていただきたいと思うのですが、いかがでしょ

○古賀政府委員 御指摘のとおりでございまして、われわれとしましては、警報装置が完全にできていなかつたのに完成とした——もちろん警報装置のかわりに警報車を四台準備しろということは指示しております。しかし、ワントッチでやるというような方法でやはり警報は伝達すべきであつて、完工検査でこのようなことがあつたことは非常に残念に思つております。したがいまして、これらの検査の問題も責任を明確にし、具体的な事実を確認して、はつきり安全であるということを確認して私は今後完工検査に臨むべきである。したがいまして、ただいま検査のことにつきまして、いろいろ検査すべき事項、こういうことを確認してから検査を終わつたとしなければいかぬというような検査事項、そういうことにつきまして検査を——それから荷重試験との関係もござりますけれども、それらの問題も含めまして検査をどうすべきかということを検討いたしております。さような状況でございまして、これも早急に取りまとめるようただいま検討委員会を開いて検討いたしております。

そういうことについて、罰則を適用せよとまでは私は申しませんが、大臣あてに今度のことについていろいろ不始末が重なり、ダムの運営がルーズでありましたから、今後そういうことはいたしませんというくらいのことを、一札わび状を入れますくらいのことをしておかないと、ああいう会社は今後どんどんダムをつくっていく、幾つかつくなつていくうちにには、なれてつい横着になるということがありますから、やはりこの際きちんとあなたからおしかりおきを願わないといかぬと思うのですが、いかがですか。

を起こすというような河川の付属設備について、特別の管理、格段の配慮を払うような規定がもう一つ不十分なんです。だから河川法を改正して、ダムについてもっときびしい監督を建設大臣がやる。ことにこの間の大臣のお話のように、どうも発電用ダムについては通産省と共管のような形になつてゐるから、どつちもが遠慮しがちで、監督がおろそかになるきらいがあつたように思うといふようなことを大臣おっしゃいましたが、そのことがこれはもうたいへんなことだと思うのです。やはり何といっても治水というものを第一主義に置かなければならぬ。治水あつての利水なんですから。だからその上で河川の付属施設の保安規程とくつておく必要があるのでないか、どんなダム

か。ただいまそのように考えておりますが、なお検討いたしたいと思います。

○岡本(陸)委員 今度の事故は、異常な渇水が続いておつたその直後の事故であったから、被害が少なかつた。その後現地を見に参りました私の友人の話によりますと、遭難した人の遺体のあがつた場所が、大体その後雨が降り続いておりましたが、ダムの水がすっかりなくなつて、平水位に戻つたところ——少し増水しておるかも知れませんが、そこから一メートルくらい高いところにあつたということです。言いかえますと、その後に雨が降り続いたときから二メートルくらい増水して、そこへ押し流されているということが、その遺体のあつた位置から想像できるわけです。そうしますと、ダムの決壊によつて急にだつと二メートルくらいの増水が一瞬にして起つていい。そうすれば、その後御承知のように数日を出でまして、一週間くらいですか、近畿のほうは豪雨に見舞われました。由良川ももうほかの河川

らそういうふうなのが河川法の中にはないわけなんですね。だから構造の安全性のための基準といふようなものがないわけなんですね。だから、河川法の中にやっぱり——政令なら簡単に何どきでも国会の承認なしに何ぼでも変えられるんです。また事実、どんなものをつくりましたと、政令が変わつてもちつともぼくらにそういう報告はないですよ。いつの間にやら政令が変わつた。だけれども、法律である限りは、われわれが承知を必ずすることになるわけなんですね。だからやつぱりわれわれのほうへ、こういうものを持ちつとつくります、この程度のものにします、それでよしいかということで、国会の承認も経て。このダムの安全性というものについてもと完全に整備するというくらいの心がまえを持っていただかないと、とにかく政令でちゃんととしておきますから心配しなさんな、こういうことでは、私はどうも安心できない。ダムの安全性確保のためには、これから後はこういう措置を講じます、こういうことを法律でもつてきちっとやっていただきたい、こう思うのでございますが、重ねて大臣からお答え願いたいと思います。

○岡本(陸)委員 今度の事故は、異常な渇水が続いておったその直後の事故であったから、被害が少なかった。その後現地を見に参りました私の友人の話によりますと、遭難した人の遺体のあがつた場所が、大体その後雨が降り続いておりました。が、ダムの水がすっかりなくなつて、平木位に戻つたところ——少し増水しておるかもしませんが、そこから一メートルくらい高いところにあつたということです。言いかえますと、その後に雨が降り続いたときから二メートルくらい増水して、そこへ押し流されているということが、その遺体のあつた位置から想像できるわけです。そうしますと、ダムの決壊によって急にだつと二メートルくらいの増水が一瞬にして起こつていい。そうすれば、その後御承知のように数日を出でまして、一週間くらいですか、近畿のほうは大雨に見舞われました。由良川ももうほかの河川と同じよう非常に非常な増水をしておつたと思います。それが一週間おくれておつたらたいへんなことになつたと思います。一週間後の日曜日であつたら、これはもう満ぱいに増水しておつた。それでぼんとはねられた、そうすると二メートル一拳に増水してきたといふことになれば、付近の住家なんかも相当吹き飛ばされておつたと思います。そのことを考えれば、一人の犠牲が非常に多くの人の生命と財産のかわりになつたということで、その人は氣の毒ですが、しかしこれは一週間あれの決壊が早かつたということが非常なしあわせであつたと思うのでござります。

そういうことから考えてみますときに、この河川法のダムに関する特則はだいぶ不備です。これは私も検討してみますが、大臣もよくこれを検討していただきまして、たとえば水位、流量の観測とか、ダム操作事故の通報とか、ダム操作規程とか、記録の作成だとか、いろいろのこまかいことをあげています。これよりももつと構造の安全性というようなことのほうが大事です。しかしなかか。ただいまそのように考えておりますが、なお検討いたしたいと思います。

らそういうふうなのが河川法の中にはないわけなんですね。だから構造の安全性のための基準といふようなものがないわけなんですね。だから、河川法の中にやっぱり——政令なら簡単に何どきでも国会の承認なしに何ばでも変えられるんです。また事実、どんなものを作りましたと、政令が変わつてもちっともほくらにそういう報告はないですよ。いつの間にやら政令が変わつた。だけれども、法律である限りは、われわれが承知を必ずすることになるわけんですね。だからやつぱりわれわれのほうへ、こういうものを持ちつとくります、この程度のものにします、それでよろしいかということで、国会の承認も経て。このダムの安全性というものについてもと完全に整備するというくらいの心がまえを持つていただきながらで、とにかく政令でちゃんととしておきますから心配しなさんな、こういうことでは、私はどうも安心できない。ダムの安全性確保のために、これから後はこういう措置を講じます、こういうことを法律でもってきちっとやっていただきたい、こう思うのでございますが、重ねて大臣からお答え願いたいと思います。

○岡本委員 それからもう一つ、この河川法改正の大きな課題は、やはりダム規制だったと思うのです。それでダムに関する特則というのが第三款にありますて、ダムについてのいろいろな規定がございますが、しかしながら、どうもいまから考えますと、この河川法はダムについてまだ少し甘かった。たとえばダム建設の技術については全面的な信頼を置いておりますから、それにいて河川法の中には、「ダム」というものはどういうものでなければならないというふうな規定は設けなかつた。ことにダムの安全性についての規定が入つております。操作の安全性については入つておりますが、ダムの建設の安全性ということについての規定はございません。それからまた維持管理というような問題につきましても、現行の河川法では、たとえば定期検査をやるとか、そういうふうなことについては法律ではきめておらない。だから、河川の施設として非常に大きな施設であり、橋梁とか井ざきとか、そんなものをこえてただだけ大きな施設で、一つ間違つたら大災害

○西村国務大臣 私は、やはり河川法制定のときには、もちろんダムのことを考えておりましたでしょうが、それほど意識しておつたかどうかといふのは、単に河川法といえば、いろいろ権限の問題、その他重要な問題がありますから、ダムは重要でも、多少その辺にやはり法律上手抜かりもあつたのではないかと思います。しかしながら今後ますますダムはできていきますし、今回の事故にかんがみましても、また将来建設のみならず、やはり年限がたてば腐朽していくますから、それらの点も考えますれば、案外思われぬところで事故が起らぬとも限りませんから、法律の体系は考えておりませんけれども、河川法の中ではなしに、施行令の中とかいうもので、これは非常にこまかい技術上の問題にならうかと思いますので、利水用ダム検査の方法というようなことは、本法を受けた、河川法のダムの安全性を受けて検査規程を詳しく入れるというのは、やはり施行令か何かでやったほうがいいのではないか。これは本法ではなしに、施行令や何かを直してやるべきではない

と同じよう非常に増水をしておつたと思います。それが一週間おくれておつたらたいへんなことになつたと思います。一週間後の日曜日であつたら、これはもう満はいに増水しておつた。それでぼんとはねられた、そうすると二メートル一挙に増水してきたといふことになれば、付近の住家なんかも相当吹っ飛ばされておつたと思います。そのことを考えれば、一人の犠牲が非常に多くの人の生命と財産のかわりになつたということで、その人は氣の毒ですが、しかしこれは一週間あれの決壟が早かつたということが非常なしあわせであったと思うのでござります。

そういうことから考えてみますときに、この河川法のダムに関する特則はだいぶ不備です。これは私も検討してみますが、大臣もよくこれを検討していただきまして、たとえば水位・流量の観測とか、ダム操作事故の通報とか、ダム操作規程とか、記録の作成だとか、いろいろのこまかいことをあげています。これよりももつと構造の安全性というようなことのほうが大事です。しかししながら

○西村国務大臣 とにかく検討いたしますが、いずれにいたしましても、やはりダム定期検査というようなことはやらなければならぬのじゃないか。建設のおりと、その検査すべき順序、それからあと定期検査ですね。これあたりはやらぬと、やっぱり相当ダメがあります、これがもし万が一のことがありましたらいいへんなことでありますから。したがいまして、本法の中に入れるか施行法の中に入れるか、その辺を少し技術的に考えてみたいと思いますが、かりに政令を出すにいたしましても御相談してやりたいと思います。しかし、でき得れば法律をもつてしなければいかぬです。定期検査をやるということであれば施行令ではいきません。やはり法律をもつてせなけばいけませんから、いずれにいたしましてもこれはひとつ成案を得ましたら御相談をしたい、かよう思つております。

○岡本(隆)委員 それでは次の質問に移りたいと思いますが、通産省の方、見えてますか。

○森下委員長 窯業建材課長が見えていません。

○岡本(隆)委員 最近、私の近くの久世郡城陽町

長池といふところがありますが、そこには関西といわれる砂利山があるわけなんです。この砂利採取をめぐりまして、ここ一、三年来非常に問題題が出てまいりました。

まず第一には、交通安全上の問題であります。

その次には、道路を破壊して困る。ことに雨の日には道路をめちゃくちゃにどろ沼にしてしまつうにいうようなことで、住民から非常な不満が出ておりました。しかしその範囲はまだがまんができる。最初住民もがまんをいたしておりましたが、昨年あたりから出水のたびにたくさんどろ水が流れてくるということで、だんだん洪水の心配を始めた。あれは幾日でございましたか、三日、四日前でござりますか、この間の関西の豪雨のと

きに、百一戸ですかがどうなりつかたといふうなことでござります。その原因といふのは、山砂利を掘つて、大きな直径百メートルくらいあるような沼があるので、そこへ山砂利を洗つたところの水を流し込みます、そうすると、俗稱によつて呼んでますが、微粉です、どろの微粉がそこへ沈でんいたしまして、上澄みが自然に外へ流れれるというふうなことになつておるわけです。ところが今度の雨でもってそのなにへ水がたまつたおつた。それが軟化してどろどろの泥状のものになつておつた。そこへ豪雨がやつてきて、それを洗い出したわけですね。だから、そのどろんこの本でもつて二百戸近い住宅が床上までつかつて、どうにもならぬといふうなことが起つてまつたわけです。

今までから、この砂利採取については、もうとにかく一日に何百台というダンプが狭い道路を通り通るものでありますから、非常な不満が起こつておつたのです。これを何とかしてもらわなければ困るということを言つてまつておるのでござりますが、砂利採取法は、これは残念ながら許可な

して、事前届け出制に切りかえる。

それから、一種の施業案の認可のような形になりますが、公害防止計画を、そういうケースの起

このような場合には、出させまして、認可制にいたします。その認可を守らない場合には公益保護

命令を出すという形にしたり、それからもう一つは、現在砂利採取法の九条に、通産局長は公益保

護命令を出せるというふうになつておりますが、その出せる要件が非常に限定的になつておりま

す。たとえば砂利の採掘、それから廃土の堆積によりまして公共の施設を損害する場合、それから

付近の農林水産業等に悪い影響を与える、こういふうふうに限定されておりますので、これを人身事

故とか汚濁水の放流なんかも防止できるような形で改正することを現在案として考えております。

それは根本的な対策でござります。

きまして、通産省に何を言つても取り合ってくれぬというお話ですが、それはちょっと違いまし

て、私どもこの問題はかねてから重要な問題として考えております。たとえば六月十九日この

地区の砂利公害対策協議会というものを設けまして、大阪通産局で、地建、農政局、陸運局、警

察、京都府、地元の城陽町、木津町、田辺町、それから防衛施設局の方々を呼びまして、現在の妙

利採取法では不十分でございますし、またそのほかの――これはよその省のことと関係しますが、

農地法等によつても、あるいは森林法等によつても、それだけで十分きめ手となるものはな

で、お互に協力して、砂利で公害を起こしていくのを証拠しよう、そういうことで協議会をやつ

ております。それから、現地視察もたびたびいたしておおりまして、御指摘のよろこ、穴があいて、

いざ雨というときには非常なることになるじゃないかと、うような報告も来ております。それで、豪

雨の前に、近畿砂利生産販売組合長に対しまして、この問題について、ござと、お陽台には商刃

な解決をするようにも要請してございます。

卷之三

地の町へ参りまして、京都府、町の方々、それから業界の人たちを集めまして懇談会を開催しております。現在入りました情報では、田辺町におきましては道路が一部決壊したのでございますが、これは一応通れるようになつておるようございります。

それから、城陽町につきましては、水は大体引いた、ただ、たんぱにだいぶどろ水が入りまして、あと補償問題が残つております。

それから、自衛隊等の、長池の近所にあるそういうことがあります、そのU字溝が埋まつたというふうなことで自衛隊にも連絡をしまして、その除去作業を現在進めております。

そういうふうにして、十分な御満足はいただけないかもしませんが、通産省としてもできる限りのことをやつておるわけでございます。応急的な措置としてやっております。

○岡本(陸)委員 どうも八十点は出せぬと思います。それは四十点程度で落第ですわ。何をおいても、砂利採取をやろうと思えば許可を得なければならぬということにしてもらわぬと困る。届け出たらどこでもできるということだったら強いものです。許可がなければやれないということだったら、これはやはり法律は守ります。私、これは砂利業者全体のことを言うのじゃないのですが、しかしながら、砂利業者の中にはなかなかよくないのがいます。以前にも田辺町で——田辺町といふのはその隣ですが、山から掘つてきた砂利を川のそば、堤防のそばで——堤防ですから河川の施設です。それを一部利用いたしまして、そこで砂利を洗つておる。川の近くですと水が豊富ですから、井戸を掘つてそこで洗つておる。そこにこ、どろの微粉がどんどん付近のたんぱへ流れ込んで、町や付近の農民が幾ら抗議を申し込みまして、て、そこに出張所長と一緒に話したのですが、もう居直つてしまつて、なかなか強いものですが、それで、しようがないですから、私が、とにかく河

川敷を使うことはばかりならぬ、くいを打つてと所長に言つて、くいを打たせました。そのくいを抜いたら、君は公務執行妨害になるのだから……。それでもやめなかつたのを警官が出来まして、やつとやめさせることができたというようなことであります。なかなかそんなもの、少々のなにありまして、なかなかそんなもの、少々のなにやつとやめさせることができたといふことであります。届け出が事後やろうと前にやるうと、そんなものしませんわ。かりにどうしたつて、それは形式だけで、届け出と一緒にどんどん掘り始める。いや、もう困るぞと言つたところで、そんなものやめやしませんです、もう力づくで。その田辺の場合なんかでも付近の農家が砂利公害対策本部というのを、その砂利を洗つている現場から百メートルほどの公民館に置いて、毎日農民が集まつて、場合によつたら、くわを持ってでも出かけようかというふうな危険な空気になりながら、来るなら来いというかまえでどんどん仕事をやつているんです。そんなあなたがおっしゃるようないで、これは簡単に規制できません。だからどうしてもこれは許可制にならなければだめです。あなたの口から、そういう許可制にしたいといふことが言つてもらえるだらう、言つてもらえなければ困ると思つてきょう来てもらつたのですが、お簽えができるないのなら、大臣が来られないのなら政務次官を出してください。どうですか。

○吉川説明員 いまお話がありました許可制につきましては、たとえば登録制におきましても、登録の要件を厳重にするといったようなことで、許可と同じような効果も出し得ると思うのです。ただ、そういうお話をござりますので、許可制につきまして、登録制、許可制を含めまして検討させていただきたいと思います。

それから、幾ら事前の届け出制にしても効果がないというお話をですが、今度の改正で考えておりますのは、要するに公害のおそれがある場合に、業者に公害防止計画というのを出させるわけですね。こういうふうにしまして、それをうちのほう

で認可するわけです。それで、それを守らないときには、公益保護命令というのを出してしまって、それが守らない場合には処罰されるわけです。そういう規定を新しく入れますと、その効果がないといふことは言えないと思うのです。ただ、許可制につきましては、許可制というのは非常に法律上限定的になつておりますと、その効果がないとふとかそういうようなものでないと、なかなか法律上許可制がむずかしくなつております。しかし、そういう点についても検討いたしたいと思ひます。

○岡本(謹)委員 許可制ですが、たとえて言えば散髪屋さんでも免許制ですよ。許可を越えていませんよ、免許というのは。それから建築業なんかでも免許制ですよ。こういうふうにある程度の何といいますか多くの人の健康上有るいは財産保護といいますか、そういうふうな意味において、少しでも迷惑をかけちゃいかぬというふうなものについては、その営業することについて免許なり許可なりが必要なのも当然なんです。別に砂利とするところについては特別の技術は要らないかも知れません。だからそれは免許とまでは——大工さんが家建築するのに建築士の免許が必要るといふほどのことは要らないかもしない。しかしやはり砂利採取業を営むということによつて、ダンプカーをどんどんたくさん走らす。そうすると積載量を越えて積んだり、あるいはまたその労務者を、朝早くから晩おそくまで運転手を不適にこき使う。そういうことのためについ過労で居眠り事故を起こす。こういうふうなことでいま大きな世論の攻撃的になつていい。言つらば砂利採取業というのは、何といいますか走る凶器とまでいふ言われているほどの砂利採取業者です。これは経営の形態そのものが私は許可制であつて当然だと思います。ことには、今度は掘る場所のいかんによつた学校のそばの畑の砂利を、農地の砂利をどんどん掘つたために、子供がはまつて死んでしまつたということで、一、二ヵ月前もこの委員会から調査に行きました。いま申しました長池の砂利採取

の現場でも、私は三、四年前に見に行きました。それはもう直径百メートルぐらいのどろ沼です。あそこへもしかれがあやまつてはまつたら、どうぞと抜けられませんね。あれはもう底なしの沼です。相当深いものが、何メートルの深さがありますが、あれに一ぱいになれば十メートル、二十メートルの深さでしょ。それがほんとうのぬるぬるなんです。だからそれが相当水分を含んでおつて、どうだけ、そこへどぼりと入つたら、泳ぐこともできなければこれはそのままぬるぬると——映画なんかに出てくるいわゆる底なしの沼と同じです。そんな危険なものを持つつているのです。たび雨が降つて水を含んだら、底なしの沼になる。そこへあやまつて子供でもころがり込んだら、どう救いようもない、救いに飛び込むこともできない。そういうようなものを現実につくつてあるのです。それじゃそのあと始末をどうしようと迷惑をかけちゃいかぬといふうなものについては、そのまま残しておくようなことを許していいのかどうかということです。永久に底なしの沼を、だれがいつそれへはまつて事故を起こすかもしれないものを、あと復旧の規制何もないでしょ。そうでしょう。だから、そういうことについてもきちんと規制をして、やはりそういうものは何とか安全に始めてそういう危険地域といふものを安全に始めてそういう危険地域といふのをなくさなければならぬ。いま町の付近では野つぼというのが危険だといふので、野つぼにふたをせんといふことを盛んに言われております。京都市あたりでも年々二百、三百の野つぼにふたをする予算を組んで子供を守るということをやつております。しかしその付近も砂利採取して平地になりましたら、それはまた住宅地として売られるのであつた。それにはまだ住宅地として売られるのであります。またそういうことをしておる業者をあなたのほうは登録制でよろしい、許可は要りません、これは私はおかしいと思うのです。それだけでなし

に、今度は業を営むのに許可が要る、採掘するのに許可が要る、一段階の許可制にしてもらわぬと、許可をとつたらどこで掘つてもよろしいというのをとつた。そしてそれには知事なり市町村長なりの同意が要る。非常にその付近の住民に影響のあることをやることですから、通産局長の許可だけではなくとも、少なくとも知事や市町村長の同意、たとえて言えばその意見を聞かなければならぬとか、法律上どうというふうなことはあなたのほうも文書としてはできないかもしません。できるならば知事の許可、そして市町村長の同意——同意といいますか意見を求めるという形同意といふような形の制度をつくつていただかなければこれはわれわれ引き下がれぬ。だからもしそういうことを通産省でやらないならほんとうに現地でそういうふうな紛争が起つてくるかもしれないのです。だからあなたのはうでそんなまぬるい御返事ではきょうはちょっと引き下がれませんが、どうです。

○吉川説明員 いま先生のおっしゃる許可の目的は要するにそういう危険防止、そういうようなことを非常に配慮されての許可だと思ひますが、それにつきましてはさつき申し上げましたように、公害防止計画といふのを出させましてそれを認可するという形になりますので、大体同じような目論は達せられるのじやないか。ただ、これは業の許可ではありません。

それからさつき、穴があいて何もしておらぬといふようなお話をなんですが、いま農地につきましては農地転用許可というのがあるわけです。埋め戻しの条件をつけたりなんかしておりますが、農林省のほうと共同いたしまして、通産省のほうに業者が確実に埋め戻しのできる資力のある業者がどうかということを照会してもらいまして、うちのほうの判断をつけ加えて農地転用の許可をするようになります。近くそういう通牒を出す予定にいたしております。

八

〔発言する者あり〕

○岡本(陸)委員 いま木村理事も、こんな子供を相手にしないで人を見てものを言えと言つておりますが、局長と政務次官を要求してください。——きょうは大臣は参議院、政務次官は商工委員会ということですから、これはあらためてまた議論いたします。しかし局長はどうした。——それでは、あなた帰つて宇野君にも局長にも報告しておいてください。

この問題は相当建設委員会でもやりました、この前神奈川県で学童が砂利とりのあとへはまって死んだという事故があつて、調査に行きました。それ以来建設委員会ではこれは困る。だからこの砂利採取法については何らかの形で法律改正をやらぬといかぬ、こういうあれば非常に強い。建設委員だけではなくしに、いざれ商工のほうにも話をしまして、法改正への運びに持つていただきたいと思つておりますが、あなた方が考えておられるようなそんな登録制では絶対だめです。あなたのほうでそういう法案を出されても、修正いたします。そして、商工委員会で審査しておりますと、われわれのほうから共同審査を申し入れて、またそれがぞれ党の国対、その審議会で協議しまして、これはどうせ修正いたしますから、同じ出されるなら、修正されぬような原案を出していらっしゃい。そういう方向で来国会に必ず出す。とにかく砂利採取法の改正案は、来国会に出すということは、間

○吉川説明員 そういう予定にしております。

○岡本(謙)委員 それでは、そのときに修正されないような法案を出していらっしゃい。われわれの意向はおわかりになったと思うのです。だから、そういう方向で法改正を検討されるようお願いしておきます。

○吉川説明員 十分報告いたしておきます。

○岡本(謙)委員 それでは、道路局長来ておりましね——去年の夏、東北地方を私国政調査に回りました。そのときに、市内へ入った道路が込んで困るから、至るところでバイパスをつくってくれ

してつくれられる始めるのですが、私は、最初からそういうふうな新しい道路を開発していく場合には、名阪形式にすべきではないか、こう思うのですがございますが、これはこれから日本の自動車道建設の一つの方向として、名阪形式がずっと他の道路にも及ぶというふうな方向をひとつ出していただきたいと思うのでございます。これは大きな問題でございますが、大臣の御所見いかがでしょうか。

○表輪政府委員 ただいまのお話の、都市の周辺のバイパスをつくる場合には、自動車の専門道路でやつたらどうか、その一つの方法として龜山から天理までの名阪国道というのが——これは自動車の専用道路で、用地は四車線をとりまして、現在は二車線で供用しておりますが、将来は四車線にする予定でございます。こういう名阪形式でやつたらどうかというお話をございますが、私も、バイパスについては自動車の専用道路、こういうものが必要だと思います。東北に限らず全国至るところで、町の周辺、町の中で交通が渋滞化しております。こういうものの解決とすれば、やはりバイパスをつくる。さらに広く言いますれば、道路の密度をもつとふやしていかなければならぬということだと思います。

このバイパスについては、いろいろ土地土地によりましてかなり趣が違っているのでございまます。われわれバイパスの道路をつくります構造上で一番考えなければならないのは、一つの町が込んでいるから、そこにバイパスをつくろうといいうような要望が出てまいります。これに対してもわれわれ、その混雑を解消するためにはどのくらいの幅員の道路が必要か、まず推定するわけでございます。どこの土地を通してそういうようなバイパスをつくつたら一番利用価値があるかということから、バイパスのルートをきめるわけでござります。そのときにやはり問題になりますのは、そのままの自動車の専用道路、これに当然農地でありま

すれば自動車の専用道路ということは可能だと思います。また、その周辺が工場地帯、住宅地帯ということになりますと、やはりこれは将来街路化するということをございまして、街路の形でやっていく。やはりこれは地平式になりまして、適当に取り付け道路を制限した形、その一つの方法が、区画整理その他で、将来の土地の利用に合ったような区画街路と一緒に確保していくというようのが一つの区画整理の方式かと思います。そういうことでございまして、やはりバイパスといいましても、百億、二百億かかるような非常に大規模なものと、また十億以内でできる、小さな部落をちょっとバイパスをするようなものとあります。そして、その辺やはり土地の利用がどうなるか、将来の車の輸送の方法として、自動車専用道路みたまに輸送の用途の非常に高いものがここに要望されているか、そういうことによつてバイパスの性格をきめまして、自動車専用道路にするがあるいは街路的なものにしていくかをきめていきたいと、いうふうに考えております。また京都—奈良につきましては、これはほかのいろいろの道路も、ほのかの地区よりはさらに完備しております。やはりこういう地域ですと、いわゆる京都—奈良の通過交通を拒否するということがまず第一の目的ということになれば、自動車専用道路というような構想が出てくるのではないかというふうに考えております。

て、実はいま非常に迷つておるわけです。しかしながら、御承知のように、法律によつて、皆さん方の御協賛を得て、例の高速道路を全国にぶつ通そう。それは絶対的に、横断的にと言つた。だから、将来、私は二十年も生きていませんが、二十年後には結局それが中心になるわけですね。しこうして、いまの一号线とかいまの国道といふようなものは、これはもうほんの都市間をつなぐ地方道にしかならないという感じがするのです。しかしそれはあくまで恒久策でございまして、いまの生活には間に合いませんから、やはり応急策はどうすべきか。いまはやはりバイパス方式を専用にするか、あるいは街路式にするのか。これらの点につきましては、いま局長もいろいろ地区的に言いましたが、これらの点につきましては、いよいよ五道にかかるといふような段階でございますから、十分その研究をして、これに取り組みたい。応急策は応急策としてやらなければなりませんが、今後ますますどの都市もバイパス、バイパスという要求が非常に強くなつてくるようなことは、これはもうどうも争えないよう見受けますが、せつかく名案がありましたら、ひとつ御協力を賜わりまして、いい道路をつくりたい、かようと思つて、検討をいたさつもりでございます。

全性が確保できるのではないか、たとえて申しますと、国道一号線の枚方—京都間にバイパスがつくられましたが、全然歩道がない。だから歩く人は危険でしようがない。それだけではなしに、今度は農家がリヤカーなんか引っぱって国道を渡ろうにも、ひっきりなしに車が通つておるものだから、簡単に農作物を運べないのであります。だから国道で平面で突っ切られると、とても農作業にも困るというような声が農家からも出ております。そういう意味では少し土を盛つて下を農道が通れるようにしてやればなんですかけれども、またそれでは将来他の道路との交差上困るからということなら完全に立体交差にしなければなりませんが、しかし立体交差にしても、そうして上げておけば、将来そこは安全な道路として、国道でも使えるわけになりますから、そういう意味においては平面の道路をつくるということは、安もの買ひの錢失いということとばがありますが、結局そういうことにあります。大都市と大都市を結ぶところの道路といふものは、これからは自動車専用にするといふようにして、地方の地域の開発はそれに取りつけるようなランプさえすぐおろせば、幾らでもその道路は利用できるのでありますから、そういう形で——こんなに車があふえましたら、いまの道路についての概念というものを私たちは変えなければいかぬのではないか、国道と都市間を結ぶそういう長距離輸送の道路と、それから地域の人たちの利用する道路というものをはつきり分類して考える必要があるのではないか、こういうふうに私は思います。だからこれから後の日本の道路行政の基本的な姿勢といいますか、がまえといいますか、そういうようなものとして相当長距離にわたつて自動車が走るような性格の道路としてくる場合には、自動車専用にする。

もう一本新しくつくるという新京都—奈良国道にいたしましても、これはいわばその縦貫自動車道に対する肋骨の一部のようなものになる性格を持つているのです。国道二十四号線を、現在の平面の国道からそれと並行して、もう一本京都—奈良間に道路をつくるということになれば、京都をたずねた観光バスがどんどんそのまま現在では二十四号線を利用して奈良まで行くわけです。そうすると、春と秋とは観光自動車でもって国道二十四号線が一ぱいになるのです。それで転覆して東京の何名か死んだりした事故も去年かおととにございましたが、観光バスでもって一ぱいになるというふうなこと、だから日曜日なんか詰まつてどうにもしようがない。これはオーナードライバーの遊山のレジャー自動車ですね。これで詰まつてどうにもならないというふうな現状でありますから、そういうようなものは全部自動車専用道路で、すいすい快適に走れるというふうにすることと一緒に、地域の交通安全、いろいろな面から、同時にせっかくつくった道路は寿命が長くなくてはいかぬと思うのです。つくったわ、すぐそこでじどっと工場や住宅が進出してきて、それに飛びついでしまつた。結局街路的な性格になってしまって、またなかなか走れない、こういうことになるのが現在の実情であります。

これから京都—奈良間の新国道をもう一本開くということであれば、やはりそういうような形で建造していただくのが本筋ではないか。こういうことで、いま大臣に意見を申し上げておきますので、ひとつ御配慮をお願いしたいと思うのです。

○西村国務大臣 道路局のはうも最近はようやく気がつきまして——気がついたというのは悪いのですけれども、とにかくやはり人道というのですか、歩道というものを日本の道路の場合は十分用意しなければならぬ。これは新聞でもいつておりましたがね。道路の中だけ舗装して車を通らせるけれども、その端のほうは舗装していない。そのままにはつたらかしてあります。したがつて、人道もないのです。しかし日本の現状としては、まだ全部が車を持つるわけではありませんから、やはり人道と車道とは結局同じレベルで考えて、むしろ人道に対しても用意を十分しなければ事故が起こるわけであります。その点は、正直に申し上げてちょっとやはり、あまり車が多くなつたから、車を通すことのみに重点が置かれておつたようにも見受けられるわけであります。これはようやく局長からも人道をつける、人道をつけろ、こう言っておりますから、つくと思ひます。まあ鉄道における客貨を分離したように、やはりほんとうは、原則は車道、歩道分離の原則がいいんでしょう。したがいまして、それはやはり、ところによりましては専用車道というものが要る。いまの阪奈のごときはやはりあれは車道、専用道路がなければにつちもさつちもいきませんから、十分今後は氣をつけまして、一級国道もこれはどうしよ。歩道はつけなければならぬ、人道はつけなければならぬ、かように考えておりますから、十分研究いたします。

Digitized by srujanika@gmail.com

でございましたけれども、国道二十四号線が伏見でもつて北へ上がれないようになりますたとき、私は疎水を使いなさい——京都に疎水というのがあるのは御承知のとおりだと思います。疎水を使いなさい。あれは私たちの子供の時分には、あそこのところを船を引っぱりまして、船頭が、まきや石炭、炭、米といった重量の荷物を積んで引っぱって上がったものです。結局物資の輸送路だったわけです。いまでは京都の飲料水、工業用水、都市用水を運ぶ、大津—京都間はそういう水路になつておりますが、京都から南は公共下水路の役割も果たしてはおりますが、しかしその役割もあり大きくなっています。だからそういう意味では、私は本来の使命に返して、やはり下へ下水道や工業用水の土管を引いて、上を国道二十四号線を通すべきではないかということをすいぶん主張いたしました。ところが、建設費が高くてく。つまり道路をつくる前に工業用水や下水道の投資を同時にしなければならぬから、とても高くなるから困るというようなことで当時はさだやみになりました。しかし、いま工業用水や下水道一号線まで入れるのです。それはもう交通安全からいって、ずいぶんスピードも違いますし、少々川のことでゆがんでいますけれども、まつすぐでへ入りましたら、立体交差ですと市内まで国道一号線まで入れるのです。それはもう交通安全隐患がこれだけやかましくいわれておる時代に、しかもちょうど京都ではその部分にいま下水道がまだできていない。だからちょうど下水道幹線を下へ引けるにも私は役立つと思いまして、だから建設省でもそういう方向でものを考えていただいたらどうか。それで現在では国道二十四号線は、局长も御承知のように最上から竹田街道へ抜けるということで始まっています。しかし竹田街道へ抜けてから後の方針についてはまだ固まっていない模様で、いろいろお聞きしましてもなかなかはつきりおっしゃらない。竹田街道を使つて、それを広げて市内へ入るのか、あるいはもう一本、新京都—奈良国道ですね、それをつくつてそれに取りつけるかということについてはまだ方針がはつきり固まっていない模様であります。京都市と建設省との間にどういう話したいがあるのか知りませんが、あるいはおそらく京都一奈良街道をつくるということになりましたら、そ

れへ取りつけていくことになるのではないかと思います。しかしこれもなかなか用地買収費用であります。だからそういう意味で、私は、もう一べん地建のほうで、少し調査費をかかれて、まあ関西電力の発電所がありまして、それの補償が大きな問題であります。むしろ疎水であれば、まあ関西電力の発電所がありまして、その他のお金のかかる仕事であります。むしろ疎水であります。まあ関西電力の発電所がありまして、その間関西電力の和知ダムの事故で会いましたときに、あなたのほうであまり高め吹かけたらあかんで、むしろ京都市に寄付してくれたらどうや、と副社長に申しておきましたのですが、しかし関西電力としてはそんなに高い補償金を要求するつもりはない、こういうようなことを言っておりましたので、一べんこれは建設省のほうでも近畿地建のほうで検討をして、いまのような案をもう一度うんと見てみる気はないか。もう一べん検討され必要があるのじやないか。そういたしますと、いま行き詰まつておる先ですね、疎水の中へ、底へ入りましたら、立体交差ですと市内まで国道一号線まで入れるのです。それはもう交通安全がございまして、それとあまり離れてないような感じを受けてきたわけでございます。またいまの疎水を埋めましてやりますと、これは四車線、十四メートルの道路はちょっと幅が狭いように思いますが、多少広げなければならぬような気がいたします。その当時、私ははつきりこまかい数字を覚えておりませんが、高架にするのと、疎水を埋めて平面の道路をつくるのと、ほとんど工費はそう大差がないように記憶しております。

また、二十四号線を将来どうするかにつきましてはいろいろいま検討中でございます。例の堀川通りから下りまして大久保のバイパスにつけるところを心配しながら走っているよりも幾ら安全か、また、京都市内で見ますとやはり将来の交通少なくとも——そう高速で走る必要はないです。むろ町で子供がいつ飛び出でてくるかわからぬところを心配しながら走っているよりも幾ら安全か、また、京都市内で見ますとやはり将来の交通もふえますし、疎水を使うような形で鴨川沿いに一つの内環状みたいなものが必要ではないかといふふうに考えておりまして、広く京都市内の街路計画をどうするかということの一環で、いまの計画検討を進めていきたいと思います。

○岡本(隆)委員 まあこれはもう一度私は御検討もござりますので、現地を歩いてみました。疎水を埋めることそのものは、その機会にその下に水を埋めることそのものは、その機会にその下に都市下水その他を入れができるかと思います。一つの困難性は、あそこの疎水をまたぎます鉄、私鉄の本数が非常に多くなつております。このようなものの立体交差をしなければならないといふことになりますと、やはり全体を高架構造にします。京都市と建設省との間にどういう話したいと思います。いま局长は高架にするというようなお考えのようでありました。が、高架にすれば金がかかる。むしろ、両側まだ水を通さないのなら、もっと掘れます。船頭が歩いていた幅だけ掘れるのですよ。またもし橋梁でもかけるということであれば、もっともつと掘れます。だからそういうふうにして広げることも可能でありますし、そし

れへ取りつけていくことになるのではないかと思います。しかしこれもなかなか用地買収費用であります。だからそういう意味で、私は、もう一べん地建のほうで、少し調査費をかかれて、まあ関西電力の発電所がありまして、その間関西電力の和知ダムの事故で会いましたときに、あなたのほうであまり高め吹かけたらあかんで、むしろ京都市に寄付してくれたらどうや、と副社長に申しておきましたのですが、しかし関西電力としてはそんなに高い補償金を要求するつもりはない、こういうようなことを言っておりましたので、一べんこれは建設省のほうでも近畿地建のほうで検討をして、いまのような案をもう一度うんと見てみる気はないか。もう一べん検討され必要があるのじやないか。そういたしますと、いま行き詰まつておる先ですね、疎水の中へ、底へ入りましたら、立体交差ですと市内まで国道一号線まで入れるのです。それはもう交通安全がございまして、それとあまり離れてないような感じを受けてきたわけでございます。またいまの疎水を埋めましてやりますと、これは四車線、十四メートルの道路はちょっと幅が狭いように思いますが、多少広げなければならぬような気がいたします。その当時、私ははつきりこまかい数字を覚えておりませんが、高架にするのと、疎水を埋めて平面の道路をつくるのと、ほとんど工費はそう大差がないように記憶しております。

また、二十四号線を将来どうするかにつきましてはいろいろいま検討中でございます。例の堀川通りから下りまして大久保のバイパスにつけるところを心配しながら走っているよりも幾ら安全か、また、京都市内で見ますとやはり将来の交通もふえますし、疎水を使うような形で鴨川沿いに一つの内環状みたいなものが必要ではないかといふふうに考えておりまして、広く京都市内の街路計画をどうするかということの一環で、いまの計画検討を進めていきたいと思います。

○森下委員長 それでは、これより宅地建物取引業法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。
野田卯一君 質疑の通告がありますので、これを許します。
○野田卯一君 委員 今回宅地建物取引業法の一部を改正する法律案が提案されました。宅地建物取引業法は昭和二十七年に制定されました。その後五回の改正が行なわれて、今回六回目でございます。その五回の改正の中で、ただ一回だけ改正する法律案が提案されました。業界の人々が、何とか不動産の取引業界を肅正したい、そして秋序ある取引をし、世間の信用を獲得したい、こういう熱意が盛り上がりまして、それが議員提案という形で出てきました。こういうようないきさつがあるのであります。

(委員長退席 廣瀬(正)委員長代理着席)
どちらかと申しますと、建設省側としてはいつも受け身である。事柄がなかなかめんどくさいでござりますから、建設省のほうから進んで取り上げないで、むしろ業界のまじめな分子が立ち上がって、それが国会を動かして議員提案として出てきた、こういういきさつをたどっております。
今度は相当重要な改正案であります。それが政府提案でなされておるということは初めてのことなのであります。建設省もようやく、この問題について自分から立ち上がってやろうという前向きの姿勢を示されておることはわれわれの喜びと

てまた相当の広さを持つております。そこをずっと通ればいいと思います。だからそういう意味で私は、もう一べん地建のほうで、少し調査費をかけて検討してみると、ということをぜひお願いしておきたいと思います。
以上で終わります。

するところであり、また当然そうあらねばならぬ、かよう考へております。こういうことを申し上げましたのは、この業法というのは、業界の人々を取り締まる法律なのです。それを政府のほうから出さないで、業界から出してくるということについて、これまでずいぶん疑問を持たれましたが、これはいま申しましたように、業界のまじめな分子が、どうしても業界の秩序を正さなければならぬという熱情に燃えてやつてきた。この気持ちは、今日でも依然として存在しているというふうを、ひとつまず建設大臣がお認め願いたいと思います。業界の人々の中には、非常に悪いものもありますけれども、まじめに業界の運営をしていきたいという者がたくさんいるということですね。この事実をまず認識をしていただきたいと思います。こういうふうな観点に立って、私、数点お尋ねしたり希望を申し上げたいと思うのであります。

そこで、まず宅地建物取引業法に対する許可の問題、免許の問題でございますが、御承知のようには、現在は全部の業者が免許を受けた業者ばかりになりまして、今後も、開業しようとする者はみんな免許が必要るわけでございます。また、すでに免許を受けた者も、一定の年数がたてば、またさらに免許を受けなければならないということになりますので、免許を受けるわけでございます。免許の基準は、同法の第四条に規定がございますが、一号から七号までにずっと免許基準を掲げておるわけでございます。ところが、問題になるのは資力、信用、資力があり信用があるということが免許の基準になつておません。

そこで、ともすると、資力、信用に関する調査があまりなされないので、そして一号から七号にわざるところの形式的な基準に合致すれば許してしまつというようなことになりかねない。この点に

ついて建設大臣あるいは建設省としては、資力、信用といふ点でござりますが、宅建業法の四条四号に「免許の申請前二年以内に宅地建物取引業に關し不正又は著しく不当な行為をした者は免許してはならぬ」という規定がござります。かような不正あるいは著しく不当な行為に該当するようなことは、業者の態度にもよりますが、同時に、資力あるいは信用といたるものによるわけございまして、こういった規定を十分活用いたしまして、不正、不当の行為のないように監督をし、それに伴いまして、もしかような行為があつたならば一切免許をしないというようなたてまえにおきまして、資力なり信引用のめどにするということも考えておるわけでござります。

また同時に、現行法におきましても、営業の保證金の規定がござります。これに関しましても、累次の改定によりまして、主たる事務所については五万円、しかもその限界を設けないというようなこと等いたしましたとして、そのような営業保証金を納付するといううことにつきましても、一種の資力、信用の判定の一助にするというようなことで進めておる次第でございます。

○野田(卯)委員　いま一応の御説明がございましたが、この資力、信用の点は、立法のときもなかなかむずかしい問題だったのです。議員提案でございまして、いろいろと論議されたいのですが、これを客觀的な基準にしますと、實際これを適用する場合に困ってしまうようなことが起こりましたり、なかなかむずかしい。だから、この免許基準の中に入らなかつたといういきさつがあるのであります。しかしながら、実際問題としては、資力や信用のないものに許したらいいへんなことになる。過去において重大な過失がないにいたしまして点をお尋ねしたい。

も、資力、信用のないものに許せば、将来どんなことが起るかわからないということは、これはもうだれでもおわかりになると思う。したがいまして、この資力、信用というものを確かめる、そろして将来そういうもののないものが業務を営んで、顧客に非常に悪い影響を及ぼすというようなことのないように、特段の配慮をしていただきたいということを、いまは、この四号の適用において十分考えられるような当局の御説明もございましたが、その辺を十分くふういたしまして、この点を特に注意していただきたいということを希望申し上げる次第であります。

次に、いまお触れになりましたが、営業の保証金という制度があります。御承知のように、本店については十万円、支店について五万円の保証金で、をとつておられます。しかし、この十万円とか五万円という保証金で、一体取引に事故が起こったときに補償してもらつても、今日の経済界の実情から見ますと、あまりたいした効果がないというような意見もあります。だから、こんな十万や五万の保証金はやめてしまえという説が一方にあります。同時に、今度は、もうかつていく以上、これは百万円にしろとか、相当大きな金額にしろという説もある。ところが、これをかりに百万円などにしますと、零細な業者はなかなか払い込むことができない。こういうわけで、いんに難儀をすることにもなりますので、そういう点からの反対が当然起つてくるわけです。また実際問題といたしましてもやることがむずかしい。それじや取つ払つてしまふと、いままで、とにかく小なりといえども補償制度があつたのが全然なくなる。これもまた不安な感じがいたします。ここに非常に大きな悩みを持つておられることはわれわれも建設省当局と同様なんです。

あつたらこれをお述べ願いたい。
○志村政府委員 ただいま手元に数字を持ち合わせおりませんが、大体業者の数が四万ござります。四十万につきまして、本店だけで十万円といたしましても四十億になるわけでございますので、支店等を合わせまして、五十億程度の金にならうかと存じております。

○野田(卯)委員 いまお話をございましたように、四十億ないし五十億という金が現に積み立てられているわけです。しかし一人一人にとってみると、十方、五万だから非常に零細なものなんですね。取引の額から見ると、非常に零細なものにならるわけです。保証のほんとうの目的を達していないう、こういうことになるわけです。そこでこれを第三者的に考えると、五十億からの金が寝ているわけです。これを活用したら、かりに損害に対しても百万円とか二百万円というような相当高い金額の補償ができるようになるのぢやないか、こういうことがすぐに考えられる。いわゆる保険のシステムをとつたら、補償の範囲をぐっと拡大しても五十億からの金が寝ているわけですから、それを見返りにしてやればできるのぢやないかといふ感じがするのです。そこで、私どもは政治家といふ立場から言いましても、あるいは経済界に關係する者といたしましても、この保証制度といふもの、いまみたいな制度は非常に古い制度でございまして、近代的な経営というような点から見るといふと、根本的に改めらるべきぢやなかろうか、こういうような感じを持つのですが、御当局の見解はどうですか。

○志村政府委員 先ほど信用の把握というようなことについての御質問がございました。宅建業界は業態がいろいろ分かれていますので、そういった意味で資産を基準にするということはなかなか問題がござります。それでは営業保証金など御質問がございましたように相当の価格に上げるというふうにいたしましても、問題はございま

す。さればといって業態がいろいろ違っているのと一一律にやるということとも問題がある。しかも業態ごとの免許ということにも問題がある。いろいろ考え合わせますと、おしゃられるようなこういった営業保証金的なものを損害補償制度的なものに切りかえるということを考えられないかと思う御意見もあるかと存じます。これらにつきましては確かに一つの考え方でございますが、問題点をいたしましては、一体取引事故がどれくらいあるのか。あるいは取引事故率というようなものの把握とかいうふうな問題等につきまして、いろいろ検討する必要があるわけでございます。それらも考え方合せまして、業界とかあるいは社団法人の損害補償協会というところでこの問題についての検討を行なっております。これらの検討の結果を得まして、さらに宅地審議会等の議も経まして、検討を進めてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

の交付だとか、手付貸し付けの禁止だとか、いろいろなことが規定してあります。これは私は賛成なんです。賛成ですが、こういうようなたくさんある義務あるいは負担を課せられるのが免許を受けた業者なんです。建設省の監督下に立つ業者だけがこういう規制をどんどんされていくわけです。そこで、私が特にこの際建設大臣にお願いしたいことは、正規のレギュラーな業者に対してはいろいろな義務がどんどん加重されていくている。ところが問題なのは、許可を受けないでやみでやっているのが非常に多いということなんです。やみでやっているのが何らの制約を受けない、何らの負担も負わないで、どしどし取引をしている実例が山ほどあるわけです。そこで、そういうようなやみの業者を取り締まってくれということを警察や検察当局に申し出てもなかなか徹底しない。県やその他のまなかやつてもらえないのです。そうすると、われわれが法律を整備して正規の業者だけずっと縛っている。ところが反面には、それらに何も縛られない、かつてほうだいしているところのやみ業者というものがはびこっていく。そして商元がそっちに流れるというような現象を生じているわけです。そこで私は、法律でもって正規の業者に対する制限が加われば加わるほど、やはり行政当局としてはやみ業者に対する徹底的な弾圧、これを絶滅するためにあらゆる方途を講ずるということが、行政当局の責任として当然になってくると思うのです。これはすいぶん今までお願いしておりますけれども、実効があがっておりません。そこで、この点についてはどうしても建設当局が中心にならざまして、あらゆる手段を考え出されて、県とも連絡をとり検察当局とも連絡をとられまして、徹底した措置に出でいただきたい。これについて建設大臣の御意見を承りたい。

してからいろいろ聞いてみますと、やはりどうも納得いかないところがたくさんあるのです。一応国会の答弁はしますけれども、実情はなかなかよくわからない。現実にいまお話しのようなことがあるわけです。取り締まりができる。しかし法律の番は建設大臣がやらなければならぬといううそとなんで、私は実際は気をもんでおる。したがいましてこの法律の中でも、営業してはならないことがあります。それは取り締まる、こう言う以外にはありません。その方法として、やはり正規なレギュラーな業者が強固な協会をつくっていただく。しかもそれがばらばらでなしに、やはりブロックで東北なら東北、関東なら関東、県は県でもつてちゃんとつくり、そしてあと中央でちゃんと協会があるということなんですが、これはやはり公的に東北なら東北、関東なら関東、県は県でもつて、わけのわからぬようなことになつてゐるのであります。私がある人の世話をしてやつた、それは二回くらいとか二回くらいとかと言つてゐるが、それらのことがたびたび行なわれるものだから、何か隠れてやる業者があるのであります。私も一般岡山に行きましたときに、水島のあの地域開発のためにどれだけやみ業者があるかわからぬと思いまして、一体建設大臣が取り締まるといふのがどうするのだろうか、かように考えたのでございますが、私はやっぱり、レギュラーな業者がちゃんと協会を県別につくっていただき、そしてそれを建設省がうんと指導して、その業界に取り締まることでやりますからそれは警察官が法律に基づいて取扱い締まるけれども、それ以外の自主的な防衛といい方法でいって、一方の県別の取り締まりは法律でやりますからそれは警察官が法律に基づいて取扱い締まることは免許も与えぬ、こういうようなまびしいますか、取り締まりといいますか、やはりしていかなければならぬのじやないか、しろうとなが

○野田(卯)委員 大臣がこの方面に対して非常に深い認識をお持ちになつて、また本筋の考え方をしておつてくださつて、たいへんに私質問者として満足するわけなんですが、いまおつしやいましたように取り締まりをするといいましても、現在教に行なわれる。なかなかやろうと思つてもむづかしいわけです。そこでその欠陥を補うためです。全国にわたつて何人いるかということになると、しかし業者の数は非常に多いし、取引は無数に行なわれる。ながなかもやろうと思つてもむづかしいわけです。そこでその欠陥を補うためとして業者団体がその取り締まり当局と協力、タイアップしていくという構想で、いまでもわれわれ努力してきているわけです。この前の法改正のときには二十二条の三という規定を設けまして、ここで宅地建物取引業協会を各県に一つずつ、それからその連合体として全国に一つの宅地建物取引業協会連合会、こういうものを作つくることに法律で明定されているわけです。その協会並びに連合会の目的等につきましては第三項に「宅地建物取引業協会及び宅地建物取引業協会連合会は、宅地建物取引業の適正な運営を確保するとともに宅地建物取引業の健全な発達を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行なうこと」を目的とする。」と書いてある。その次の第四項に「建設大臣は、宅地建物取引業協会連合会に対し、都道府県知事は、宅地建物取引業協会に対し、宅地建物取引業の適正な運営を確保し、又は宅地建物取引業の健全な発達を図るため、必要な事項について報告を求め、又は必要な指導、助言及び勧告をすることができる。」この第三項、第四項は非常に意味があるわけでございまして、建設大臣は、自分が直接の配下だけではなくて手が回らぬからしっかりとした団体をつくらして、しっかりとした団体に対して、おまえこうせい、ああせい、これはどうだとこれを動員をしてその全力を活用される

この取引業協会並びに取引業協会連合会というのはことしの四月以降にできることになつてゐるわけです。いま続々できつぱりまして、全國組織であるところの連合会も近く生まれようとしている。ようやく西村大臣の時代になつてこれが生まれてくるわけです。そこでこういう目的を持つた団体ですから、これを非常に力強く育成していただきたいと思うのです。いまもうすでにこのメンバーに入るようにという気持ちでこういう問題を推進してきましたが、まだ全員入っておりません。全員が入れば、それが建設大臣の意図を受けて正しい取引をやる。こういうことになると、いまの取り締まりといふものが非常に徹底する。特に、業者というものはジャの道はへどで、お役人でわからぬことでも業者筋でよくわかるし、特に自分たちの商売のかたきです。自分たちの商売を乱すやつだからそいつに対しても非常に神經が敏感なんですね。みなデータを持ってきて、自分たちでやることは自分たちでやる。自分たちの手に負えないことは官厅に持ち出す、警察に持ち出す、建設省に持ち出す、こういうことに提携していくますと、初めて業界の公正といふものが可能じゃないか、かように考えられるわけです。ですから私は、できれば全部の者が免許を受けて、仕事をする者は全部これに加入するんだという制度になりますとこれが徹底すると思う。この方面のことが考えられないかというふうに思われます。それに対する御答弁を……。

す。私どももいたしましても、先ほど大臣からお話をございましたように各地に団体が結成され、全体がカバーされるような団体がつくられるのが望ましい。その点につきましては私どももいたしましたが、たゞ、もともと団体に入らない限りは仕事ができなうにつきましてはかねてからの問題でございましたので、宅地審議会における議論におきましてもたいへん重要な問題といたしまして数次議論をかわしたわけがありますが、現在の段階におきましては強制加入という問題は適当でない、なるべくたくさんの人人が入るということは望ましいことであるが、強制加入というようなことは現在の段階においては適当でない、団体を結成して、団体の方々が相互にチェックし合つて指導連絡といふようなことで業界の資質の向上をはかることはけつこうであるというような結論でございました。私どもいたしましては、現在のところはさような方向で進めてまいりたいと考えておる次第でござります。

め、なまなかな意見を業者に聞いてかえって行政が乱れるのではないかということがありますが、業界によってはそういうことがあるかもしれません。が、いまの業界をうまく指導されるとそういう心配はないわけあります。彼らでもそういう方法がない方法がありますから、どうかそういう方法を講じつつ業界の真摯な協力というものを求めて、そして免許も適正に行なわれるということにぜひしていただきたい。それが業界のためでもあるし、建設省の威信のためにもなる、かように考えますので、その点に対する答弁を……。

○志村政府委員 業界がお互いの資質の向上等に努力いたしまして、メンバーである業者が非常に信用すべきりっぱなものに成長していくといふことはまことに望ましいことであります。そのような方法で私どもも指導と申しますか、ともども進んでまいりたいと思います。免許といったような行政行為につきまして、かような民間団体の意見を聞く、これを制度的に考へるということはいろいろ弊害もござりますので問題かと存じます。私どものほういたしましては、先ほど申し上げましたように、免許の基準にござりますような不正当な行為のあつたものは必ず処分する。処分されたものは免許は受けられないというふうな方向で今後とも進めてまいりたいと思うのでございますが、実際上の問題といたしまして、調査の一助といたしまして、業界から意見を聞くということも場合によつては考え方られないことはないというふうに存じます。

○野田(卯)委員 最後に、これは私、質問でなしにむしろ希望でございますが、西村建設大臣、不動産の取引業あるいはその他の不動産関係のいろいろな業務に関して、今日非常に重要性が増してきておりまして、また、これがへたをすれば社会的にもいろいろな害毒を流して、無辜の人々を非常な悲しい目にあわせることになりますから、国民生活の安定を害することになりますから、この行政というものは建設省の行政の中でも、きわめてむずかしい問題であり、きわめて大切なもの

建設委員会議録第二十一号中正誤	
バシ	段行
九	三九未
一〇	二九未
一一	三四六
一一	二三七
六	末不流
	河川は危険
	河川に危険
	いるような
	下流
午後零時五十二分散会	
○森下委員長	本日はこの程度にとどめ、來たる十九日水曜日午前十時より理事会、十時半より委員会を開会することとし、これにて散会いたしました。
○野田(卯)委員	ありがとうございました。終ります。
○西村国務大臣	非常に大事な業者でございまして、私もあまりよく通曉しておりませんけれども、建設省としては監督の責任がありますので、やはり十分その業界の健全な育成のために努力したい、かように考える次第でござります。
健全に運営され、そうして業界がになつていて、使命が十分果たせますように、どうか高いお立場から御好意ある強力な御指導をひとつ賜わりますように切にお願い申し上げて終わります。	

